

報告第 9 号

令和元年度鳥取県営病院事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、令和元年度鳥取県営病院事業会計予算繰越計算書を次のとおり本議会に報告する。

令和 2 年 6 月 9 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

令和元年度鳥取県営病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	その他			
1 資本的支出	1 建設改良費	厚生病院病棟新生児室システムエアコン他更新工事	円 27,632,000	円 1,650,000	円 25,982,000	円 25,900,000	円	円	円	円	エアコン更新の設計を年度途中で変更したことにより不測の日数を要した。また、本改修は、ICU等冷暖房が必須な室の工事であることから、春か秋の気候的中間期に工事を行う必要があるため繰り越したものの。